

# 平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	24	府省庁名 厚生労働省
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	年金受給者の税負担	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 住民税の所得割の課税標準となる総所得金額の計算に当たっては、地方税法第32条第2項において、所得税法における計算の例によるとされている。</li> <li>・ 特例措置の内容 高齢者の生活の安定を図る見地から、老年者控除の復活をはじめ、年金受給者の税負担のあり方について検討を行う。</li> </ul>	
〔関係条文〕	〔 地方税法第32条第2項 〕	
減収見込額	（初年度） — （平年度） — （単位：百万円）	
要望理由	（1） 政策目的 高齢者の生活の安定を図る。  （2） 施策の必要性 高齢者の生活の安定を図る見地から、年金受給者の税負担のあり方について検討を行う必要がある。	
本要望に対応する縮減案	—	
ページ		24—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	IV 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する 6「消えた年金」問題の対応に注力し、年金制度に対する信頼を回復するとともに、年金制度改革の道筋をつける等により、高齢者の所得保障の充実を図る 6-1 年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築する
	政策の達成目標	(要望の性格上、明示困難)
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する。
	政策目標の達成状況	(要望の性格上、明示困難)
有効性	要望の措置の適用見込み	(要望の性格上、明示困難)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	(要望の性格上、明示困難)
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	所得税について、本要望と同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	(該当なし)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	(該当なし)
	要望の措置の妥当性	(要望の性格上、明示困難)
	ページ	24-2

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	（該当なし）